審查基準 · 標準処理期間整理票

処分の内容		葬祭費の支給
根拠法令及び条項		蓮田市国民健康保険条例第8条
審查基準		第4条第1項に該当する場合を含む。) 根拠:第4条第2項第 号に該当)
	公表 ■	する □ しない(公表しない場合の根拠:第7条第4項第 号に該当)
		(※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない。
	 蓮田市国民健康保険条例 第8条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し葬祭費として50,000円を支給する。 2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。 	
審査基準設定年月日		平成9年10月 1日 審 査 基 準 最終変更年月日 平成9年10月 1日
標準処理期間		■ 有(第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。)期間(60日)□ 無(根拠:第6条において準用する第4条第2項第号に該当)
標準処理期間 設 定 年 月 日		会和6年、3月19日 会和6年、3日19日
所管部署		健康福祉部 国保年金課
備考		

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。